

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の設置について

(平成20年7月22日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定)に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(以下「部会」という。)に、廃棄物処理制度専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
2. 専門委員会においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づく廃棄物の排出抑制、適正な処理等に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

廃棄物処理制度専門委員会の設置について

1．設置の趣旨

廃棄物・リサイクル分野においては、平成9年以降、数次にわたる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の改正により、廃棄物処理の構造改革を行い、廃棄物処理業界の健全化や不法投棄件数の減少に見られるような不適正処理対策の充実が図られてきた。

また、平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法の下、廃棄物処理法及び各種リサイクル関連法の整備が図られ、廃棄物のリサイクルについて着実な進展が見られる。

しかし、毎年、4億7千万トンという膨大な量の廃棄物が生じ、最終処分場の残余容量についても依然として逼迫した状況にあり、また、大規模な不法投棄は従前と比べれば減少してはいるものの、なお不適正処理事案は後を絶たない。

さらに、地球温暖化の防止を進める必要がある中、廃棄物処理に起因する温室効果ガスの排出量は大幅に増加しており、また、国際的にはアジアを中心とする途上国の急激な経済発展が、途上国内における劣悪な廃棄物処理による環境汚染を引き起こしているばかりでなく、昨今国際的な資源制約の懸念が高まっている一因にもなっている状況がある。

このような状況の中、本年3月に第2次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、循環型社会形成の一層の推進に向け数値目標の追加更新がなされるとともに、国の取組として、廃棄物・リサイクル分野の施策体系の充実・強化を図ること等が求められている。

また、平成9年に改正された廃棄物処理法が施行されてから10年が経過しており、本改正法の附則に基づき、政府において法の施行状況について検討を加えることとされており、さらに、平成12年、15年、16年、17年、18年の累次の改正法の附則に基づき、今後、必要に応じて順次検討を行うべき状況にある。

このため、標記専門委員会を設置して、循環型社会形成の一層の推進に向け、廃棄物の排出抑制や適正な処理等に関する事項等について、必要な検討を行うものである。

2．検討事項

上記の状況に鑑み、現行の廃棄物処理法に基づく廃棄物の排出抑制、適正な処理等に関する施行状況の点検及び評価を行い、必要に応じ、環境の保全を前提とした循環型社会形成の一層の推進に向けた当該排出抑制、適正な処理等の促進方策について総合的な検討を行う。

3．検討スケジュール

平成20年度内の報告書取りまとめを目指し、概ね月1～2回程度開催する予定。

4．運営方針

・専門委員会は、専門学識経験者、関係業界及び地方公共団体関係者から構成する。